

【資料4】

平成29年度飯塚市地域包括支援 センター事業計画

平成29年4月

飯塚市 福祉部 高齢介護課

平成29年度飯塚市地域包括支援センター事業計画書

○地域包括支援センターの概要

高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある在宅生活を続けられるよう、心身の健康維持及び生活の安定のために医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築を目指すことを目的として、「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）における介護予防ケアマネジメント業務及び介護予防把握事業」、「包括的支援事業における総合相談支援業務・権利擁護業務・包括的・継続的ケアマネジメント業務」、「指定介護予防支援業務」を平成29年度地域包括支援センター運営方針に基づき実施します。

○地域包括支援センターの設置状況

医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築していくためには、各地域の実情を踏まえた様々な課題に対応できる体制の構築が必要であります。

そのためには、日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置することにより、地域で暮らす高齢者への支援体制の充実、強化を図ることが可能であることから、平成28年度から順次分割設置しております。

平成29年度については、既に設置済みの二瀬地区・穂波西地区・筑穂地区の3圏域に加え、飯塚東地区・幸袋地区・穎田地区の3圏域に地域包括支援センターを設置し、直営センターと合わせ、7箇所の地域包括支援センターで運営することとなっています。

(1) 地域包括支援センターの名称等

【直営センター】

- 名 称 飯塚市地域包括支援センター
- 所在地 飯塚市新立岩5番5号
- 管轄区域 二瀬地区・穂波西地区・筑穂地区・飯塚東地区・幸袋地区・穎田地区を除く飯塚市内全域

【委託センター】

- 名 称 二瀬地域包括支援センター コスモス苑
- 所在地 飯塚市伊川1262番地1
- 管轄区域 二瀬地区

- 名 称 穂波西地域包括支援センター つばき苑
所在地 飯塚市椿623番地8
管轄区域 穂波西地区
- 名 称 筑穂地域包括支援センター
所在地 飯塚市長尾911番地1
管轄区域 筑穂地区
- 名 称 飯塚東地域包括支援センター 太陽の郷
所在地 飯塚市下三緒690番地
管轄区域 飯塚東地区
- 名 称 幸袋地域包括支援センター いずみ苑
所在地 飯塚市庄司2003番地4
管轄区域 幸袋地区
- 名 称 穎田地域包括支援センター かいた苑
所在地 飯塚市勢田2593番地65
管轄区域 穎田地区

(2) 地域包括支援センターの職員体制 (兼務、嘱託職員、臨時職員を含む。)

(平成29年4月1日現在)

	直営センター (飯塚市)	委託センター (H28年度委託)		
		二瀬	穂波西	筑穂
センター長【直営のみ】 (高齢介護課長兼務)	1名	—	—	—
管理者	1名	(1)名	(1)名	(1)名
保健師 (看護師含む)	6名	2名	1名	1名
主任介護支援専門員	4名	1名	1名	1名
介護支援専門員	14名	4名	3名	1名
社会福祉士	1名	1名	1名	1名
事務職等	7名	(4)名	1名	(1)名
合 計	34名	8名	7名	4名

() 内は兼務職員

	委託センター（H29年度委託）		
	飯塚東	幸袋	颯田
センター長【直営のみ】 （高齢介護課長兼務）	—	—	—
管理者	（1）名	1名	（1）名
保健師（看護師含む）	1名	1名	1名
主任介護支援専門員	1名	1名	1名
介護支援専門員	2名	3名	1名
社会福祉士	0名	1名	0名
事務職等	1名	0名	0名
合 計	5名	7名	3名

（ ）内は兼務職員

○介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

1 介護予防・生活支援サービス事業

（1）総合事業対象者における介護予防ケアマネジメント業務

事業対象者（注1）の方の多様な生活支援ニーズに対応するため、訪問型・通所型サービスの現行相当サービスに加え、緩和した内容も含め、多様なサービスを提供します。具体的な目標を明確にしつつ、心身の状況や生活環境、生活機能低下の原因に応じた総合的かつ効果的な支援計画を作成し、サービス提供を確保します。また、一定期間経過後は初期目標の達成状況を評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。

※（注1）事業対象者とは要支援1・2の認定を受けた方でホームヘルプサービス・デイサービスのみを利用希望の方及び基本チェックリストの結果で生活機能の低下がみられ、今後要支援状態となるおそれの高い方。

2 一般介護予防事業

閉じこもり等の何らかの支援を要する者の把握に努め、高齢者が生活機能の維持・向上に努めるため各種教室を実施します。（高齢者筋力アップ教室、ボールエクササイズ教室、脳元気教室、リズムエクササイズ教室、足元気運動教室、音楽サロン教室、はきはき健口教室）。

○包括的支援業務

1 総合相談支援業務

高齢者の方が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるために、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービス、関係機関又は制度利用につなげる等の支援を行うため、委託センター及び市内6箇所の在宅介護支援センターと連携し、高齢者の方やその家族等からの相談に対応し、高齢者の方に対する総合相談の拠点機関として支援を行います。

また、地域の高齢者の見守り活動等を行う市内20地区の地域福祉ネットワーク委員会と連携を強化していきます。

2 権利擁護業務

住み慣れた地域で尊厳のある生活を維持するために、権利擁護に係る相談や情報提供をはじめ、消費者被害防止及び高齢者虐待の早期発見とその対応を行い、高齢者の方の人権擁護の推進を行います。

また、成年後見制度の周知を図るとともに親族による申立てが行われるように支援します。なお、親族による申立てが困難な場合は市長申立てにつなげていきます。

- (1) 高齢者虐待等に関する相談とその対応
- (2) 消費者被害防止と消費生活センターとの連携
- (3) 成年後見制度の普及・啓発及び利用支援

3 包括的・継続的ケアマネジメント業務

支援困難事例に関する介護支援専門員への助言、地域の介護支援専門員のネットワークづくりを強化するとともに、医療、保健や福祉などの関係機関と連携して、高齢者の方に対して包括的・継続的な支援を行います。

- (1) 介護支援専門員に対する個別支援
- (2) 飯塚市居宅介護支援事業者連絡協議会との連携

○指定介護予防支援業務

1 指定介護予防ケアマネジメント業務

介護認定を受け、要支援1・2と認定された方に、介護予防サービス等の適切な利用が行うことができるように、その心身の状況や環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行います。具体的には、利用申込み受付、契約締結、課題分析、介護予防サービス計画原案の作成、サービス担当者会議の開催、介護予防サービス計画書の交付、サービス提供、モニタリング、評価等の一連業務を行います。

参考1 介護予防ケアプラン作成計画表（平成29年3月末現在）（件）

項 目		延べプラン数
居宅介護支援事業者 (委託分)	新 規	389
	継 続	10,387
	小 計	10,776
地域包括支援センター分	新 規	397
	継 続	16,433
	小 計	16,830
合 計		27,606

参考2 介護予防支援業務委託事業（平成29年4月1日現在）

飯塚市内・近郊	51事業所（48法人）
飯塚市外（遠隔地を含む）	10事業所（10法人）
計	61事業所（58法人）

※直営センター委託分のみ

参考3 認定者数（平成29年3月分）（人）

区 分	要支援1	要支援2	計
第1号被保険者数	1,096	1,865	2,961
第2号被保険者数	8	39	47
計	1,104	1,904	3,008

○その他の事業

1 在宅医療・介護連携推進事業

高齢者の退院支援や日常の療養支援、急変時の対応等における医療と介護の連携体制の構築に取り組みます。

- (1) ブロック別協議会への参加
- (2) 多職種研修会への参加
- (3) 市民向け研修会等の広報・啓発

2 認知症総合支援事業

地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や、認知症の人やその家族の支援に取り組みます。

- (1) 認知症地域支援推進員（1名以上）の設置
- (2) 市が行う認知症施策の広報・啓発

3 地域ケア会議

包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的な知識を有する者、民生委員等の地域福祉関係者、その他関係機関や関係団体により構成される地域ケア会議を定期的に開催し、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、個別事例の支援内容の検討を通じて、以下の課題に取り組みます。

- (1) 高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築
- (2) 高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援
- (3) 個別ケースの課題分析等による地域課題の把握等